

審第830号—1
答申第596号
令和5年6月19日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県情報公開審査会
委員長 中岡靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年6月28日付け柏兎第174号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第1100号

令和元年5月16日付けで審査請求人から提起された、平成31年3月29日付け柏兎第401号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成31年3月29日付け柏兎第401号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成31年1月31日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「〇〇〇〇の〇〇〇〇さんとその家族らに関する対応などにまつわる資料」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、次に掲げる文書を特定した。

- (1) 児童記録表紙（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 経過表（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 相談受付票（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 子ども虐待相談・通告受付票（以下「本件対象文書4」という。）
- (5) 送致書（以下「本件対象文書5」という。）
- (6) 平成29年11月7日付け緊急度アセスメントシート（以下「本件対象文書6」という。）
- (7) 経過記録（以下「本件対象文書7」という。）
- (8) 児童福祉司意見（以下「本件対象文書8」という。）
- (9) 同年12月26日付け緊急度アセスメントシート（以下「本件対象文書9」とい

う。)

- (10) 同日付けリスクアセスメントシート (以下「本件対象文書10」という。)
- (11) 同月27日付け【定例・臨時】援助方針会議録 (以下「本件対象文書11」という。)
- (12) 平成30年2月28日付け【定例・臨時】援助方針会議録 (以下「本件対象文書12」という。)
- (13) 同月27日付けリスクアセスメントシート (以下「本件対象文書13」という。)
- (14) 同日付け緊急度アセスメントシート (以下「本件対象文書14」という。)
- (15) 同年3月22日付け緊急度アセスメントシート (以下「本件対象文書15」という。)
- (16) 同日付けリスクアセスメントシート (以下「本件対象文書16」という。)
- (17) 同日付け【定例・臨時】援助方針会議録 (以下「本件対象文書17」という。)
- (18) 個別支援会議情報共有シート (以下「本件対象文書18」という。)
- (19) 同年5月16日付けリスクアセスメントシート (以下「本件対象文書19」という。)
- (20) 同日付け緊急度アセスメントシート (以下「本件対象文書20」という。)
- (21) 同月30日付け【定例・臨時】援助方針会議録 (以下「本件対象文書21」という。)
- (22) 児童福祉司意見 (以下「本件対象文書22」という。)
- (23) 相談受付票 (以下「本件対象文書23」という。)
- (24) 取扱い経過 (以下「本件対象文書24」という。)
- (25) 決裁文書 (以下「本件対象文書25」という。)
- (26) 身柄引取書 (以下「本件対象文書26」という。)
- (27) 一時保護解除通知という件名の決裁文書 (以下「本件対象文書27」という。)
- (28) 一時保護解除通知書 (以下「本件対象文書28」という。)
- (29) 一時保護についてという件名の決裁文書 (以下「本件対象文書29」という。)
- (30) 一時保護通知書 (以下「本件対象文書30」といい、本件対象文書1から本件対象文書29までと併せて以下「本件各対象文書」という。)

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和元年5月16日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

平成31年3月29日付け柏児第401号で行った行政文書部分開示決定に係る処分のうち、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇に関して、部分開示とした処分を取り消す

2 審査請求の理由

- (1) 請求人が行った本件情報公開請求は、千葉県〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが父から虐待を受けて死亡したとされる事件（以下、本事件とする）に関して、県柏児童相談所が所有している文書の公開を求めたものである。本事件では父が傷害致死罪などで起訴されるだけでなく、母の傷害ほう助罪で起訴され、連日大きく報道されるだけでなく、一時保護解除を巡る判断など県柏児童相談所や〇〇〇〇市教育委員会の対応に問題点が散見されたため、社会的反響が大きく、厚生労働省や千葉県、〇〇〇〇市がそれぞれ検証委員会を立ち上げ、一連の経緯の検証を進めているところである。
- (2) 県柏児童相談所は、本請求に対して、千葉県情報公開条例第8条第2号や同6号に該当するなどとして、不開示または部分開示としたが、上記1に記載した3名については開示されるべきであるので、以下に理由を述べる。

ア 本事件において個人情報には既に公にされていること

児童相談所が保有する面談記録などの情報は、個人のプライバシーに関するものを多く含み、通常であれば、そのほとんどが不開示とされるのは当然である。しかし、本事件は〇〇〇〇の〇〇〇〇児が死亡した痛ましい事件であり、社会的な反響も大きかったため、千葉県警が報道機関の取材に対し、〇〇〇〇児や家族に関する情報を一定程度公開しているほか、柏児童相談所や千葉県児童家庭課においても、記者会見を開催するなどして、決して積極的とは言えないまでも、〇〇〇〇児を一時保護するまでの経緯や一時保護解除後の対応状況を説明している。本請求に対して、柏児童相談所は保有する経過記録を部分開示とする決定をしたが、この決定において、柏児童相談所は記者会見の内容を基に報道機関が記事化した部分、つまりは、新聞各紙などに掲載された文言だけを抜き取って、既

に公になっている情報として部分開示し、それ以外は不開示にしたと推察される。一方で、柏児童相談所や児童家庭課は本請求以前にも報道機関への取材に応じており、前述した記者会見は2度にわたり、合計で数時間を超えるものとなっている。こうした経緯を踏まえると、新聞掲載された文言を抜き取っただけの部分開示決定は極めて不当であり、記者会見等で説明した内容やその説明の根拠とした部分に関しては、個人の情報を含むものであっても、すでに会見等で公にしたものであるから、開示することに支障はないはずである。これは経過記録以外の文書に関しても言えることである。

イ 本請求は事業の適正な執行の妨げにはならないこと

柏児童相談所は、不開示の理由の一つとして、「事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼす等のおそれ」を挙げている。しかし、児童相談所の業務を想定する限り、将来の事務に支障を及ぼす情報とは、どこから虐待情報を入手し、児童や両親にどのように接近するかといったアプローチや調査手法に関する内容だと推察される。誰と誰がいつどこで面談したのか、といった面談者に関する基本的な情報は、事務の執行に支障を及ぼすものではなく、適切に開示されるべきである。

ウ 柏児童相談所と児童家庭課における報道機関への警戒心

前述したように本事件においては、一時保護解除やその後の家族への対応について行政側の問題点が散見され、柏児童相談所や児童家庭課は、本事件発生後、厳しい批判を浴びてきた。こうした批判が影響したのかは定かではないが、報道機関への取材が負担との理由で千葉県を検証委員会の日程を伝えないなど、柏児童相談所や児童家庭課においては、報道機関に対して警戒心を抱いていることがうかがえる。こうした柏児童相談所と報道各社との関係を踏まえると、請求人としては、柏児童相談所が本請求に対して必要以上に開示部分を少なくしたとの疑念を払拭することはできない。本請求の目的は、開示された文書を使って、いたずらに死亡した〇〇〇〇さんや家族の個人情報を書き立てることではなく、こうした痛ましい事件が二度と起こることのないよう、報道機関として事件と行政機関の対応を検証し、再発防止を社会に提言することである。情報公開審査会においては、柏児童相談所が行った部分開示・不開示の決定を改めて確認し、適正な文書開示をしていただけるようお願いしたい。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件決定の理由

(1) 条例第8条第2号該当性について

別表に記載した対象文書において、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報については、条例第8条第2号に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しない。

(2) 条例第8条第2号及び第6号該当性について

別表に記載した対象文書において、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報、及び、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす等のおそれがあるものについては、同条第2号及び第6号に該当する。

2 弁明の内容

(1) 上記第3 2 (2) アについて

今回の請求に対して部分開示とした部分に関しては、県として報道機関等に対して発表した情報を開示したものであり、新聞に掲載された文言を抜き取っただけのものではない。ついては、新聞に掲載された文言以外にも、既に報道機関に県として発表し、開示が可能と判断した部分については開示しているため、審査請求人の「新聞各紙などに掲載された文言だけを抜き取って、既に公になっている情報として部分開示し、それ以外は不開示にしたと推察される」「新聞掲載された文言を抜き取っただけの部分開示決定は極めて不当であり」「開示することに支障はないはずである」との主張には理由がない。

(2) 上記第3 2 (2) イについて

これについて、将来の事務に支障を及ぼす情報とは、審査請求人が主張するものに限らない。例えば、審査請求人の主張の中にある、誰と誰がいつどこで面談したのか、といった面談者に関する基本的な情報については、面談者の個人情報に該当するため不開示情報に該当することに加え、そのような情報を行政文書開示請求により公開してしまうことにより、面談者の行動等のプライバシーが守られないこととなり、それを理由に面談を拒否される可能性等、業務に支障が出ることも想定される。

(3) 上記第3 2 (2) ウについて

これについて、本件請求に対して必要以上に開示部分を少なくしたという事実はなく、条例に基づき適切に開示を行っている。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書

本件各対象文書は、上記第2 3のとおりであり、その内容は次のとおりである。

(1) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、厚生労働省が通知した児童相談所運営指針について（平成2年3月5日付け児発第133号。以下「運営指針」という。）を参考に、実施機関が、〇〇〇〇に所属する特定の児童（以下「本件児童」という。）における虐待の事案に係る文書を整理及び保管するために作成したものの表紙である。

(2) 本件対象文書2について

本件対象文書2は、運営指針を参考に、実施機関が、当該事案に係る文書を整理及び保管するために作成したものに編冊された文書であり、当該事案について、実施機関で行った会議の経過が記載されている。

(3) 本件対象文書3について

本件対象文書3は、実施機関が、当該事案について〇〇〇〇市から送致された際に、当該事案を受け付けたことを記録した文書である。

(4) 本件対象文書4について

本件対象文書4は、実施機関が平成26年1月に作成した千葉県子ども虐待対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、実施機関が、当該事案について、〇〇〇〇市から送致された際に作成した文書である。

(5) 本件対象文書5について

本件対象文書5は、マニュアルを参考に〇〇〇〇市が作成し、実施機関が、当該事案について、〇〇〇〇市から送致された際に取得した文書である。

(6) 本件対象文書6について

本件対象文書6は、マニュアルに基づき、実施機関が、特定の日に実施した緊急受理会議に当たり、緊急度、対応及び一時保護の必要性を客観的に評価するために作成した文書であり、当該事案について、確認する項目、当該項目に対する判断及び緊急度、対応及び一時保護の必要性に係る評価が記載されている。

(7) 本件対象文書7について

本件対象文書7は、運営指針を参考に、実施機関が、当該事案に係る対応を記録した文書である。

(8) 本件対象文書8について

本件対象文書8は、運営指針を参考に、実施機関が、本件児童に係る一時保護の解除について検討した、特定の日における援助方針会議に当たり作成した文書であり、児童福祉司が行った本件児童に係る社会診断の結果が記載されている。

(9) 本件対象文書9について

本件対象文書9は、マニュアルに基づき、実施機関が、当該会議に当たり、緊急度、対応及び一時保護の必要性を客観的に評価するために作成した文書であり、当該事案について、確認する項目、当該項目に対する判断及び緊急度、対応及び一時保護の必要性に係る評価が記載されている。

(10) 本件対象文書10について

本件対象文書10は、マニュアルに基づき、実施機関が、当該会議に当たり、保護の要否を客観的に評価するために作成した文書であり、当該事案について、虐待のリスクに係る評価が記載されている。

(11) 本件対象文書11について

本件対象文書11は、マニュアルに基づき、実施機関が、当該会議に当たり作成した会議録であり、当該会議の結果等が記載されている。

(12) 本件対象文書12について

本件対象文書12は、マニュアルに基づき、実施機関が、特定の日を実施した援助方針会議に当たり作成した会議録であり、当該会議の結果等が記載されている。

(13) 本件対象文書13について

本件対象文書13は、マニュアルに基づき、実施機関が、当該事案に係る現況を報告した特定の日を実施した援助方針会議に当たり、保護の要否を客観的に評価するために作成した文書であり、当該事案について、虐待のリスクに係る評価が記載されている。

(14) 本件対象文書14について

本件対象文書14は、マニュアルに基づき、実施機関が、当該会議に当たり、緊急度、対応及び一時保護の必要性を客観的に評価するために作成した文書であり、当該事案について、確認する項目、当該項目に対する判断及び緊急度、対応

及び一時保護の必要性に係る評価が記載されている。

(15) 本件対象文書15について

本件対象文書15は、マニュアルに基づき、実施機関が、当該事案に係る現況を報告した特定の日を実施した援助方針会議に当たり、緊急度、対応及び一時保護の必要性を客観的に評価するために作成した文書であり、当該事案について、確認する項目、当該項目に対する判断及び緊急度、対応及び一時保護の必要性に係る評価が記載されている。

(16) 本件対象文書16について

本件対象文書16は、マニュアルに基づき、実施機関が、当該会議に当たり、保護の要否を客観的に評価するために作成した文書であり、当該事案について、虐待のリスクに係る評価が記載されている。

(17) 本件対象文書17について

本件対象文書17は、マニュアルに基づき、実施機関が、当該会議に当たり作成した会議録であり、当該会議の結果等が記載されている。

(18) 本件対象文書18について

本件対象文書18は、マニュアルに基づき、実施機関が、特定の日を実施した個別支援会議に当たり、当該事案について情報を共有するために作成した文書である。

(19) 本件対象文書19について

本件対象文書19は、マニュアルに基づき、実施機関が、当該事案に係る現況を報告した特定の日々の援助方針会議に当たり、保護の要否を客観的に評価するために作成した文書であり、当該事案について、虐待のリスクに係る評価が記載されている。

(20) 本件対象文書20について

本件対象文書20は、マニュアルに基づき、実施機関が、当該会議に当たり、緊急度、対応及び一時保護の必要性を客観的に評価するために作成した文書であり、当該事案について、確認する項目、当該項目に対する判断及び緊急度、対応及び一時保護の必要性に係る評価が記載されている。

(21) 本件対象文書21について

本件対象文書21は、マニュアルに基づき、実施機関が、当該会議に当たり作成した会議録であり、当該会議の結果等が記載されている。

(22) 本件対象文書22について

本件対象文書22は、運営指針を参考に、実施機関が、当該会議に当たり作成した文書であり、児童福祉司が行った本件児童に係る社会診断の結果が記載されている。

(23) 本件対象文書23について

本件対象文書23は、実施機関が、当該事案について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定により捜査関係事項照会があった際に、当該照会を受け付けたことを記載した文書である。

(24) 本件対象文書24について

本件対象文書24は、実施機関が、当該照会について検討するために作成した文書である。

(25) 本件対象文書25について

本件対象文書25は、実施機関が、当該照会に回答するための決裁文書である。

(26) 本件対象文書26について

本件対象文書26は、実施機関が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第1項の規定による本件児童の一時保護を解除した際に、本件児童を身柄引取人が引き取ったことを確認するために、身柄引取人から取得した文書である。

(27) 本件対象文書27について

本件対象文書27は、実施機関が、本件児童の保護者に、同項の規定による本件児童の一時保護を解除したことを通知するための決裁文書である。

(28) 本件対象文書28について

本件対象文書28は、実施機関が、本件児童の保護者に、同項の規定による本件児童の一時保護を解除したことを通知するための文書である。

(29) 本件対象文書29について

本件対象文書29は、実施機関が、本件児童の保護者に、同項の規定により本件児童の一時保護を通知するための決裁文書である。

(30) 本件対象文書30について

本件対象文書30は、実施機関が、本件児童の保護者に、同項の規定により本件児童の一時保護を通知するための文書である。

2 本件決定

(1) 本件請求は、開示請求書の記載から、本件児童及びその家族に関する対応などに係る行政文書を求めているものと認められる。

そうすると、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件児童が〇〇〇〇に所属している事実の有無及び本件児童及びその家族に関する対応の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、条例第8条第2号本文に該当することから、本件請求に対し、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるという条例第11条の関係で問題となるとも考えられる。しかしながら、本件では、同条との関係は問題とならない。

なぜなら、当審査会が実施機関、千葉県警察本部長及び〇〇〇〇市に確認したところ、千葉県警察本部長は、報道機関に対し、実名を明らかにして本件児童の死亡及び傷害による被疑者の逮捕の事実を公表し、次いで、共犯被疑者の逮捕の事実を公表し、その後、両者の再逮捕の事実を公表していることが認められたからである。そして、実施機関及び〇〇〇〇市は、本件児童の住んでいた市、所属、対応等の一部を公表した上で千葉県及び〇〇〇〇市のホームページにそれぞれ掲載し、報道機関がそれぞれの事実を本件児童及び被疑者の実名を明らかにして複数回報道していることが認められた。

ところで、捜査機関が報道機関に対し、現に捜査中の被疑者及び被疑事実等を公表し、これらに係る他の公的機関が死亡した児童の所在していた市町村、所属、対応等の一部を公表し、これが報道機関により報道されることは、一般に、慣行として広く行われているところであり、かかる慣行が社会的にも定着し、許容されていることは公知の事実と言うべきである。

また、本件児童の死亡及び被疑者の逮捕の事実については、報道機関により、本件請求から本件決定までの期間において、複数回にわたって実名を明らかにして報道がされたばかりか、本件請求がされたのは、千葉県警察本部長が報道機関に対し本件児童の死亡及び被疑者の逮捕の事実を公表した数日後にすぎず、本件決定は本件請求から時間を空けずに行われた処分である。

したがって、本件存否情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、同号イの規定により、不開示情報でないというべきである。

(2) 当審査会が本件各対象文書を見分したところ、実施機関は、別表における不開示部分の欄に記載した各情報を不開示としていることが認められた。

これに対して、審査請求人は、本件決定を取り消すべき旨主張していることから、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

ア ケース番号、本件児童の生年月日、本件児童の父母の生年月日等について

本件児童の氏名は本件決定で開示されているところ、年度ごとに事案別に付された本件児童に係る番号であるケース番号、本件児童及び本件児童の父母の生年月日、欄外における情報、住所の欄における情報の一部、本件児童の住所の一部、生年月日の欄における情報並びに児童福祉司意見の内容の一部は、本件児童及び本件児童の父母の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同号本文に該当する。

同号イ該当性について検討すると、上記(1)のとおり、本件児童の死亡及び被疑者の逮捕の事実、本件児童の住んでいた市、所属、対応等の一部については、実施機関、千葉県警察本部長又は〇〇〇〇市が報道機関に公表し、報道機関が報道した事実があり、このような慣行は社会的にも定着し、許容されていることは公知の事実であり、公表の数日後に本件請求が行われていることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められる。これに、本件児童及びその家族の権利利益の保護の必要性等を考えると、本件各対象文書における不開示部分のうち公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分は、本件決定の時点においてなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認めるべきである。

したがって、当該情報は、これらの部分に該当しないことから、同号イに該当せず、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、同条第6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 本件児童、本件児童の父母、本件児童の妹の年齢等について

本件児童の氏名は本件決定で開示されているところ、本件児童、本件児童の父母及び妹の年齢、本件児童の父母の職業及び就学状況、生年月日の欄における情報並びに児童福祉司意見の内容の一部は、本件児童、本件児童の父母、本件児童の妹等の個人に関する情報であって、通常他人に知られたいくなく、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同条第2号本文に該当

し、また、上記アで同号イ該当性について検討したとおり、公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分に該当しないことから、同号イに該当せず、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、同条第6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 年月日、取扱経過の欄における情報の一部等について

本件児童の氏名は本件決定で開示されているところ、年月日、取扱経過及びカード記入の欄における情報の一部、受け付けた時刻、虐待の状況及び内容の欄における情報、情報源の欄における情報、決定の欄における情報の一部、初期調査の報告日、調査事項／方法、添付資料の欄における情報、各添付資料、リスクアセスメントシート及び緊急度アセスメントシートの結果、会議の結論、意見の相違の有無、結論に至った理由の欄における情報の一部、会議結果、次回個別支援会議の欄における情報並びに次回報告日は、本件児童の個人に関する情報であって、虐待の状況に関するものであることから、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同条第2号本文に該当し、また、上記アで同号イ該当性について検討したとおり、公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分に該当しないことから、同号イに該当せず、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、同条第6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ アセスメントの回数、リスクアセスメントの合計値及び身柄を引き取った時刻について

本件児童の氏名は本件決定で開示されているところ、アセスメントの回数、リスクアセスメントの合計値及び身柄を引き取った時刻は、本件児童の個人に関する情報であって、虐待の状況に関するものであることから、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同号本文に該当し、また、上記アで同条第2号イ該当性について検討したとおり、公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分に該当しないことから、同号イに該当せず、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

オ 本件児童の妹の氏名、生年月日等について

本件児童の妹の氏名及び生年月日、決定の欄における情報の一部、氏名欄における情報の一部、生年月日の欄における情報、宛先並びに保護者の氏名及び住所の一部は、本件児童の妹等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同号本文に該当し、また、上記アで同号イ該当性について検討したとおり、公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分に該当しないことから、同号イに該当せず、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、同条第6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 引取人の住所、続柄及び氏名について

引取人の住所、続柄及び氏名は、当該引取人の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同条第2号本文に該当し、また、上記アで同号イ該当性について検討したとおり、公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分に該当しないことから、同号イに該当せず、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

キ 本件児童の父母の氏名について

本件児童の父母の氏名は、本件児童の父母の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同号本文に該当する。

当該情報は、千葉県警察本部長が、報道機関に対し、実名を明らかにして本件児童に傷害を与えた被疑者及び共犯被疑者の逮捕の事実を公表しており、上記アで同号イ該当性について検討したとおり、慣行として公にされている情報であることから、同号イに該当し、また、当該情報を公にすることにより、実施機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条第6号に該当せず、開示すべきである。

ク 受付者の氏名、通告者の職、通告者の氏名等について

受付者の氏名、通告者の職及び氏名、緊急受理会議に出席した担当者の氏名、決定の欄における情報の一部、担当者の職及び氏名並びに担当者及び相談員の印影は、当該受付者、通告者、担当者、相談者等（以下「受付者等」という。）の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同条第2号本文に該当する。

当該受付者等が本件児童に係る虐待の相談又は通告の受付者等であることは

公務員としての職務に関する情報に該当し、当該受付者等の氏名は、同号ハに規定する職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名に該当することから、当該氏名の同号ハ該当性について次のとおり検討する。

条例第1条は、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」と規定し、県政を信託した県民に対し県がその諸活動の状況を説明する責務があることを明らかにしている。県の諸活動については、情報の開示を通じて責任の主体を明らかにして県民に対する説明する責務を果たす必要が認められるという要請から、条例第8条第2号ハは、同号本文に規定する情報のうち、例外的に開示する情報を定めていると解されるどころ、そもそも氏名はそれ自体として個人の人格に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、私生活に大きく関わる情報としての性格を有しており、条例第3条においても「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、県民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定されている。

これらのことからすると、同号ハの趣旨は、公務を遂行する主体である公務員等における職務の過程又は結果が記録されている行政文書を開示して、県の有する諸活動を説明する責務が全うされるようにする要請と、公務員等についても個人としての権利利益を十分に保護する必要があるという要請との両者の調和を図る観点から、当該公務員等に分任された職務の遂行に係る情報を開示することであるから、職務の遂行に係る情報である性質の限りにおいて同号ハが適用されるものの、個人の権利利益を害することとなるような情報について不開示とすることが許容されるものと解される。

以上のことからすると、公務員の氏名を公にすることにより、県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするという要請を超えて、当該公務員の私生活における権利利益を害するおそれがあると認められる場合には、不開示となると考えられる。

本件は社会的影響の極めて大きい事案であり、本件児童について生じた結果の重大性に鑑みれば、当該受付者等については、その氏名を公にすることにより、県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするという趣旨を超えて、当該受付者等に対する誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、当該受付者等の私生活における権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該氏名は、同号ハに該当せず、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、同条第6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 就学状況について

本件児童の氏名は本件決定で開示されているところ、就学状況は、本件児童の個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同号本文に該当する。

当該情報は、千葉県警察本部長が、報道機関に対し、実名を明らかにして本件児童の傷害を与えた被疑者及び共犯被疑者の逮捕の事実を公表し、〇〇〇〇市が報道機関に対し公表しており、上記アで同号イ該当性について検討したとおり、慣行として公にされている情報であることから、同号イに該当し、また、当該情報を公にすることにより、実施機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条第6号に該当せず、開示すべきである。

コ 様式部分について

様式の部分は、マニュアル又は児童記録票記載要領に基づいた様式が記載されており、個人に関する情報とは認められず、また、当該情報を公にすることにより、実施機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条第2号及び第6号に該当せず、開示すべきである。

サ 追加情報および経過記録の欄における情報の一部等について

本件児童の氏名は本件決定で開示されているところ、追加情報および経過記録の欄における情報の一部、送致理由の欄における情報の一部、確認する項目に対する判断の一部、記事の欄における情報の一部及び児童福祉司意見の内容の一部は、本件児童の個人に関する情報であって、心身及び家族の状況並びにその評価についての詳細なものであることから、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同条第2号本文に該当し、また、上記アで同号イ該当性について検討したとおり、公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分に該当しないことから、同号イに該当せず、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、同条第6号につい

て判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

シ 虐待の種類欄における情報の一部、虐待の程度欄における情報の一部等について

本件児童の氏名は本件決定で開示されているところ、虐待の種類欄における情報の一部、虐待の程度欄における情報の一部、ジェノグラム及びリスクアセスメントの内容並びに欄の全体を不開示とした部分は、本件児童の個人に関する情報であって、心身及び家族の状況並びにその評価についての詳細なものであることから、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同条第2号本文に該当し、また、上記アで同号イ該当性について検討したとおり、公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分に該当しないことから、同号イに該当せず、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

ス 担当者の所属について

担当者の所属は、当該担当者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同号本文に該当する。

当該情報は、実施機関の担当者が職務として本件児童に対応していることからすると、同号ハに規定する職務の遂行に係る情報であるところ、当該情報を公にすることにより、本件児童の対応を行った職員が明らかになるものとは認められず、実施機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条第6号に該当せず、開示すべきである。

セ 内線番号について

内線番号は、〇〇〇〇市の内線番号が記載されており、〇〇〇〇市のホームページに掲載されていないと認められる。一般に内線番号は、〇〇〇〇市の内部並びに〇〇〇〇市及び各関係機関の相互間で事務の遂行上必要な連絡を効率的に行うために利用されるものであって、これを公にすると必ずしも事務の遂行上必要のない電話等にも対応する必要性が生じたり、いたずら、偽計等に使用されることも否定できず、〇〇〇〇市が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、同条第6号に該当し、同条第2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ソ 児童福祉司意見の内容の一部について

本件児童の氏名は本件決定で開示されているところ、児童福祉司意見の内容の一部は、本件児童の個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同号本文に該当する。

当該情報は、千葉県警察本部長が、報道機関に対し、実名を明らかにして本件児童の傷害を与えた被疑者及び共犯被疑者の逮捕の事実を公表し、実施機関及び〇〇〇〇市が報道機関に対し公表しており、上記アで同号イ該当性について検討したとおり、慣行として公にされている情報であることから、同号イに該当し、また、当該情報を公にすることにより、本件児童の対応を行った職員が明らかになるものとは認められず、実施機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条第6号に該当せず、開示すべきである。

タ 公印の使用を確認した職員及び班長の印影について

公印の使用を確認した職員及び班長の印影は、当該職員及び班長の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同条第2号本文に該当する。

当該情報は、千葉県行政文書規程（昭和61年千葉県訓令第13号）第10条の規定により公印の使用を確認した職員の印影及び一時保護についてという起案文書を承認した班長の印影が記載されていることからすると、同号ハに規定する職務の遂行に係る情報であるところ、当該情報を公にすることにより、本件児童の対応を行った職員が明らかになるものとは認められず、実施機関等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条第6号に該当せず、開示すべきである。

チ 本件対象文書18及び本件対象文書22から本件対象文書25までについて

本件対象文書18及び本件対象文書22から本件対象文書25までは、全ての虐待の事案において作成される文書ではなく、本件児童に係る虐待の事案において必要だったことから作成された文書である。

当審査会が当該文書を見分したところ、当該文書に記載された情報は、全体として本件児童及び本件児童の家族の個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、公にすること

により、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同条第2号本文に該当し、また、上記アで同号イ該当性について検討したとおり、公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分に該当しないことから、同号イに該当せず、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、同条第6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人の主張

(1) 条例第8条第2号ロ及び第10条該当性について

審査請求人は、上記第3 2 (2) ウのとおり、「本件請求の目的は、開示された文書を使って、いたずらに死亡した〇〇〇〇さんやその家族の個人情報を書き立てることではなく、こうした痛ましい事件が二度と起こることのないよう、報道機関として事件と行政機関の対応を検証し、再発防止を社会に提言することである」旨主張しており、同条第2号ロ及び条例第10条該当性について主張しているものと解されることから、次のとおり検討する。

ア 条例第8条第2号ロ該当性について

条例第8条第2号ロは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、財産等の利益と、これを公にしないことにより保護される個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

これを本件決定で不開示とした部分について検討すると、当該部分を公にすることにより、再発を防止することができる可能性はあるものの、それが具体的に人の生命、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ロに該当しない。

イ 条例第10条該当性について

条例第10条は、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を開示することができる旨を定めたものであり、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第8条各号に規定する不開示情報に該当する情報ではあるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を言う。また、個人に関する情報について条例第10条を適用する場合には、条例第3条の規定の趣旨を十分に踏まえ、個人に関する情報を安易に開示することのないよう特に慎重に取り扱わな

ければならないとするものである。

これを本件決定で不開示とした部分について検討すると、当該部分を公にすることにより、再発を防止することができる可能性はあるものの、それが具体的に当該部分を開示しないことにより保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず、条例第10条に該当しない。

(2) その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

5 附言

本件請求は、特定の個人の氏名が記載された開示請求であり、条例第11条に規定する、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる請求であるとも考えられるが、実施機関は、上記2(1)のとおり、実施機関等が報道機関に対し当該氏名等を公表していることから、本件決定を行った。

実施機関においては、今後、特定の個人の氏名が記載された開示請求があったときは、県民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとする条例第3条の趣旨に鑑み、慎重に検討するよう努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 元年 6月28日	諮問書の受付
令和 2年10月26日	審議
令和 2年11月30日	審議
令和 2年12月23日	審議
令和 3年 3月22日	審議
令和 3年 6月 2日	審議
令和 3年 6月30日	審議
令和 3年 8月 4日	審議
令和 3年10月 6日	審議
令和 3年11月30日	審議
令和 3年12月22日	審議
令和 4年 2月 2日	審議
令和 4年 3月25日	審議
令和 4年 4月27日	審議
令和 4年 6月 7日	審議
令和 4年 8月 2日	審議
令和 4年11月 8日	審議

別表

本件各対象文書	不開示部分	開示すべき部分
本件対象文書 1	ケース番号及び本件児童の生年月日	
本件対象文書 2	欄外における情報並びに年月日、取扱経過及びカード記入の欄における情報の一部	
本件対象文書 3	ケース番号、本件児童の生年月日、年齢、住所の欄における情報の一部、本件児童の父母及び妹の氏名並びに生年月日	本件児童の父母の氏名
本件対象文書 4	受け付けた時刻、受付者の氏名、氏名の欄における情報の一部、本件児童の生年月日及び住所の一部、就学状況並びに虐待の状況及び内容の欄における情報、情報源の欄における情報、本件児童の父母及び妹の氏名、生年月日、年齢、職業及び就学状況、通告者の職及び氏名、緊急受理会議に出席した担当者の氏名、決定の欄における情報の一部、初期調査報告日、調査事項／方法並びに追加情報および経過記録の欄における情報の一部	就学状況、様式部分及び本件児童の父母の氏名
本件対象文書 5	氏名の欄における情報の一部、生年月日の欄における情報、本件児童の住所の一部、送致理由の欄における情報の一部及び添付資料の欄における情報、担当者の所属、職、氏名及び内線番号並びに各添付資料	担当者の所属
本件対象文書 6	確認する項目に対する判断の一部	
本件対象文書 7	ケース番号、担当者の氏名及び記事の欄における情報の一部	

本件各対象文書	不開示部分	開示すべき部分
本件対象文書 8	様式部分及び児童福祉司意見の内容の一部	様式部分及び児童福祉司意見の内容の一部
本件対象文書 9	確認する項目に対する判断の一部	
本件対象文書 10	ケース番号、担当者の氏名、虐待の種類 の欄における情報の一部、本件児童の年齢、 虐待の程度の欄における情報の一部、ジ ェノグラム、リスクアセスメントの内容 及び合計値	
本件対象文書 11	ケース番号、リスクアセスメントシート 及び緊急度アセスメントシートの結果、 意見の相違の有無、結論に至った理由の 欄における情報の一部及び次回個別支援 会議の欄における情報並びに次回報告日	
本件対象文書 12	ケース番号及びリスクアセスメントシ ートの結果	
本件対象文書 13	ケース番号、担当者の氏名、ジェノグラ ム、リスクアセスメントの内容及び合計 値	
本件対象文書 14	確認する項目に対する判断の一部	
本件対象文書 15	確認する項目に対する判断の一部	
本件対象文書 16	ケース番号、虐待の種類 の欄における情報の一部、本件児童の年齢、リスクアセ スメントの内容及び合計値	
本件対象文書 17	ケース番号、リスクアセスメントシ ートの結果並びに会議の結論、意見の相違の 有無、結論に至った理由、会議結果及び次 回個別支援会議の欄における情報	

本件各対象文書	不開示部分	開示すべき部分
本件対象文書 1 8	会議開催時刻、所管、児童名及び会議開催の目的の欄における情報並びに参加機関、当所の関わり経過及び家族の状況の欄における情報の一部	
本件対象文書 1 9	アセスメントの回数、ケース番号、担当者の氏名、虐待の種類欄における情報の一部、本件児童の年齢、欄の全体を不開示とした部分、リスクアセスメントの内容及び合計値	
本件対象文書 2 0	確認する項目に対する判断の一部	
本件対象文書 2 1	ケース番号、リスクアセスメントシートの結果、会議の結論、結論に至った理由、会議結果及び次回個別支援会議の欄における情報並びに次回報告日	会議の結論の様式部分
本件対象文書 2 2	様式部分及び児童福祉司意見の内容の一部	
本件対象文書 2 3	ケース番号、受付年月日、氏名の欄の下の欄における情報、住所の欄における情報の一部、通告、送致又は依頼者（経路）及び統計分類の欄における情報、本件児童の父母及び妹の氏名並びに本件児童、本件児童の父母及び妹の生年月日	
本件対象文書 2 4	余白に記載された情報の一部、本件児童に関する情報及び取り扱い経過の欄における情報の一部	
本件対象文書 2 5	公印使用確認、職・氏名、文書番号、起案日、決裁日、施行日、施行先、件名及び伺いの欄における情報、班長、相談員及び確認者の印影並びに各添付資料	

本件各対象文書	不開示部分	開示すべき部分
本件対象文書 26	本件児童の生年月日、身柄を引き取った時刻並びに引取人の住所、続柄及び氏名	
本件対象文書 27	公印の使用を確認した職員の印影、班長、担当者及び相談員の印影、宛先並びに本件児童の生年月日	公印の使用確認をした職員の印影及び班長の印影
本件対象文書 28	宛先及び本件児童の生年月日	
本件対象文書 29	公印の使用を確認した職員の印影、班長及び担当者の印影、宛先、本件児童の生年月日、年齢及び住所の一部並びに保護者の氏名及び住所の一部	公印の使用確認をした職員の印影及び班長の印影
本件対象文書 30	宛先、本件児童の生年月日、年齢及び住所の一部並びに保護者の氏名及び住所の一部	

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏名	職業等	備考
大林 啓吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横田 明美	千葉大学大学院社会科学研究院准教授	

(五十音順)